

景観審議会の役割について

宗像市景観審議会に関する規定

宗像市景観条例

(宗像市景観審議会)

第53条 本市における良好な景観の形成を推進するため、宗像市景観審議会を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属する事項のほか、市の景観施策に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議を行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

宗像市景観条例施行規則

(組織)

第48条 条例第53条第1項に規定する宗像市景観審議会(以下この章において「審議会」という。)は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民代表

(任期)

第49条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、解職されるものとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第50条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第51条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(出席の要求)

第52条 審議会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、審議会への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第53条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

景観審議会の役割について

「この条例の規定によりその権限に属する事項」について

	内容	条例における規定条文
1	景観まちづくりプランの策定・変更に対する意見	第5条第2項
2	景観計画の策定・変更に対する意見	第7条、第8条
3	景観計画の不適合行為に係る指導・助言に対する意見	第15条
4	景観計画の不適合行為に係る勧告・命令に対する意見	第16条
5	上記の勧告に係る公表に対する意見	第17条第2項
6	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定・解除に対する意見	第19条
7	準景観地区の指定・変更に対する意見	第20条
8	準景観地区内の制限の適用除外に対する意見	第21条第1項・第2項、 第32条第1項・第2項、 第42条第2項
9	準景観地区内の非適合行為に係る助言・指導に対する意見	第26条、 第36条、 第46条
10	準景観地区内の非適合行為に係る命令に対する意見	第27条、 第37条、 第47条

【備考】3及び9以外は、意見を聴くことが必須となっている。